

# 確認検査業務手数料

株式会社 西日本住宅評価センター

## ◆建築物に関する確認審査手数料(消費税非課税)

床面積の合計	構造計算なし		構造計算あり <sup>※1</sup>		
	(1)	(2)	(3)	(4)	
(計画変更の場合で、直前の確認をセンターから受けている場合は 1/2(面積増は増加後の面積の 1/2)とする。) 法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物又は型式部材等製造者認証を受けた建築物	左欄以外の建築物	左欄以外の建築物	業務規程第 15 条第 1 号に掲げる建築物 <sup>※2</sup> (事務所、店舗その他これらに類する用途を併用するものを含む。)	左欄以外の建築物	
	100 m <sup>2</sup> 以内	31,000 円	60,000 円	60,000 円	75,000 円
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内	47,000 円	70,000 円	70,000 円	87,000 円
	200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内	56,000 円	80,000 円	80,000 円	100,000 円
	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	92,000 円	—	132,000 円	165,000 円
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	134,000 円	—	192,000 円	240,000 円
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内	174,000 円	—	248,000 円	310,000 円
	3,000 m <sup>2</sup> を超え 4,000 m <sup>2</sup> 以内	211,000 円	—	302,000 円	377,000 円
	4,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	237,000 円	—	338,000 円	422,000 円
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 6,000 m <sup>2</sup> 以内	—	—	371,000 円	463,000 円
	6,000 m <sup>2</sup> を超え 8,000 m <sup>2</sup> 以内	—	—	401,000 円	501,000 円
8,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	—	—	425,000 円	531,000 円	

※1: 確認申請書第 2 面[3.設計者]欄に構造設計一級建築士の記載のあるもの又は構造安全証明書の添付のあるもの。

※2: 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅。

\*: FD申請の場合は上表の金額を 2,000 円減額する。

\*: 引受承諾書交付後に消防同意を求める申請については、申請一件につき 2,000 円を加算する。

\*: 令 136 条の 2 の 11 第 1 号イに該当する建築物の場合は、(1)欄の 1.2 倍とする。

\*: 10,000 m<sup>2</sup>超の場合は別途見積もりとする。

\*: 用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替又は移転の場合は、当該部分の床面積の 1/2 を床面積の合計とする。

\*: 一の申請で上表の(1)から(4)の区分の複数に該当する場合は、床面積が最大の区分を適用する。

\*: 法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物が丸太組構法として申請された場合は、構造計算ありとみなす。

\*: 天空率審査が必要な場合は、上表の金額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、8,000 円を加算する。

\*: 耐火性能検証法、防火区画検証法及び避難安全検証法の審査が必要な場合は、1,000 m<sup>2</sup>以内は 33,000 円、1,000 m<sup>2</sup>を超えは 50,000 円を加算する。

\*: 特定天井の審査が必要な場合は、1,000 m<sup>2</sup>以内は 150,000 円、1,000 m<sup>2</sup>を超えは 240,000 円を加算する。

\*: 同一棟増築等で既存不適格に係る審査を必要とする場合は、上表の金額に 150,000 円を加算する。

\*: 構造計算適合性判定に係る物件については、上表の金額に 17,000 円を加算する。

\*: エキスパンションジョイント等により構造別棟とみなす場合、又は複数棟の構造審査が必要な場合は、上表の金額に、2 棟目から 1 棟を増すごとに上表に掲げる確認手数料の 10%を加算する。

\*: 建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書きの規定により、構造計算適合性判定が必要とされている構造計算(特定構造計算基準等)うち、比較的容易である許容応力度等計算(いわゆる「ルート 2」)については、上表の金額に下記の金額を加算する。

床面積の合計	中部地区	近畿地区	中国地区	四国地区	九州地区
1,000 m <sup>2</sup> 以内	160,000 円	167,000 円	174,000 円	220,000 円	224,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	212,000 円	215,000 円	210,000 円	293,000 円	296,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	243,000 円	248,000 円	307,000 円	336,000 円	337,000 円
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内			367,000 円		

\*: 10,000 m<sup>2</sup>超の場合は別途見積もりとする。

中部地区(富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県)  
 近畿地区(大阪府、奈良県、和歌山県、京都府、滋賀県、兵庫県)、  
 中国地区(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)  
 四国地区(愛媛県、香川県、高知県、徳島県)  
 九州地区(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

◆建築物に関する中間検査手数料(消費税非課税)

床面積の合計	(1)	(2)	(3)	(4)
100㎡以内	27,000円	27,000円	27,000円	33,000円
100㎡超え 200㎡以内	35,000円	35,000円	35,000円	43,000円
200㎡超え 500㎡以内	50,000円	50,000円	50,000円	62,000円
500㎡超え 1,000㎡以内	84,000円	—	84,000円	105,000円
1,000㎡超え 2,000㎡以内	126,000円	—	126,000円	157,000円
2,000㎡超え 3,000㎡以内	170,000円	—	170,000円	212,000円
3,000㎡超え 4,000㎡以内	211,000円	—	211,000円	263,000円
4,000㎡超え 5,000㎡以内	236,000円	—	236,000円	295,000円
5,000㎡超え 6,000㎡以内	—	—	262,000円	327,000円
6,000㎡超え 8,000㎡以内	—	—	289,000円	361,000円
8,000㎡超え 10,000㎡以内	—	—	312,000円	390,000円

\*: 10,000㎡超の場合は別途見積りとする。

\*: 申請は法第7条の3第1項第1号においては、工区単位毎とし、同2号においては、特定行政庁の定める工区の指定(特に定めていない場合は全工区が対象)に従って行う。

◆建築物に関する完了検査手数料(消費税非課税)

<中間検査がない場合>

床面積の合計	(1)	(2)	(3)	(4)
100㎡以内	32,000円	32,000円	32,000円	40,000円
100㎡超え 200㎡以内	40,000円	40,000円	40,000円	50,000円
200㎡超え 500㎡以内	55,000円	55,000円	55,000円	69,000円
500㎡超え 1,000㎡以内	95,000円	—	95,000円	119,000円
1,000㎡超え 2,000㎡以内	143,000円	—	143,000円	179,000円
2,000㎡超え 3,000㎡以内	181,000円	—	181,000円	226,000円
3,000㎡超え 4,000㎡以内	214,000円	—	214,000円	267,000円
4,000㎡超え 5,000㎡以内	246,000円	—	246,000円	307,000円
5,000㎡超え 6,000㎡以内	—	—	277,000円	346,000円
6,000㎡超え 8,000㎡以内	—	—	308,000円	385,000円
8,000㎡超え 10,000㎡以内	—	—	333,000円	416,000円

\*: 10,000㎡超の場合は別途見積りとする。

<中間検査がある場合(センターで中間検査を受けたものに限る)>

床面積の合計	(1)	(2)	(3)	(4)
100㎡以内	29,000円	29,000円	29,000円	36,000円
100㎡超え 200㎡以内	37,000円	37,000円	37,000円	46,000円
200㎡超え 500㎡以内	52,000円	52,000円	52,000円	65,000円
500㎡超え 1,000㎡以内	92,000円	—	92,000円	115,000円
1,000㎡超え 2,000㎡以内	140,000円	—	140,000円	175,000円
2,000㎡超え 3,000㎡以内	178,000円	—	178,000円	222,000円
3,000㎡超え 4,000㎡以内	211,000円	—	211,000円	263,000円
4,000㎡超え 5,000㎡以内	243,000円	—	243,000円	303,000円
5,000㎡超え 6,000㎡以内	—	—	274,000円	342,000円
6,000㎡超え 8,000㎡以内	—	—	305,000円	381,000円
8,000㎡超え 10,000㎡以内	—	—	330,000円	412,000円

\*: 令136条の2の11第1号イに該当する建築物の場合は、(1)欄の1.2倍とする。

\*: 10,000㎡超の場合は別途見積りとする。

\*: 当該検査の直前の確認又は中間検査をセンター以外のもから受けている場合は、上記の金額の1.5倍とする。

\*: 完了検査において追加説明書の提出があった場合は、当該変更に係る計画変更の手数料を加算する。

\*: 再検査が必要な場合は、当該検査手数料と同額を加算する。

○建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査加算手数料

床面積の合計	ホテル、病院、集会所等及びこれらを含む複合建築物		工場・倉庫等		左記の用途以外の建築物	
	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法
2,000㎡以上 5,000㎡未満	117,000円	66,000円	57,000円	36,000円	66,000円	48,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	136,000円	76,000円	76,000円	46,000円	88,000円	64,000円

\*: 他機関で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、上表の2倍とする。

\*: 床面積の合計が10,000㎡以上の場合は、別途見積りとする。

○建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書の審査手数料

床面積の合計	審査手数料
2,000㎡以上 5,000㎡未満	12,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	16,000円

- \* :センターが交付した軽微変更該当証明書が添付されている場合は、審査手数料を加算しない。
- \* :床面積の合計が 10,000㎡以上の場合は、別途見積りとする。

◆建築物に関する仮使用認定手数料(消費税非課税)

床面積の合計	業務規程第 15 条第 1 号に掲げる建築物 <sup>※1</sup> (事務所、店舗その他これらに類する用途を併用するものを含む。)	左欄以外の建築物
100㎡以内	48,000円	60,000円
100㎡超え 200㎡以内	60,000円	75,000円
200㎡超え 500㎡以内	82,000円	104,000円
500㎡超え 1,000㎡以内	143,000円	177,000円
1,000㎡超え 2,000㎡以内	215,000円	269,000円
2,000㎡超え 3,000㎡以内	272,000円	339,000円
3,000㎡超え 4,000㎡以内	321,000円	401,000円
4,000㎡超え 5,000㎡以内	369,000円	461,000円
5,000㎡超え 6,000㎡以内	416,000円	519,000円
6,000㎡超え 8,000㎡以内	462,000円	578,000円
8,000㎡超え 10,000㎡以内	500,000円	624,000円

※1:一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅。

- \* : 10,000㎡超の場合は別途見積りとする。
- \* : 当該検査の直前の確認又は中間検査をセンター以外のものから受けている場合は、上記の金額の 1.5 倍とする。
- \* : 再検査が必要な場合は、当該申請手数料の半額を加算する。

◆届出手数料

届出書類	届出手数料
軽微変更報告書	申請一件につき 2,000円
申請書記載事項変更届	申請一件につき 2,000円

○遠隔地加算手数料(中間検査、完了検査、仮使用認定)

		加算額(検査1回当たり)
富山県	全域	50,000円+交通費
石川県	全域	40,000円+交通費
福井県	全域	30,000円+交通費
岐阜県	郡上市、下呂市、中津川市、高山市、飛騨市、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村	10,000円+交通費
愛知県	設楽町、東栄町、豊根村	10,000円+交通費
三重県	紀北町以南の地域	10,000円+交通費
京都府	舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町、旧大江町、旧夜久野町	10,000円+交通費
奈良県	山添村、宇陀市、曾爾村、御杖村、東吉野村、吉野町、下市町、黒滝村、川上村、天川村、上北山村、下北山村、野迫川村、十津川村	10,000円+交通費
兵庫県	淡路市、洲本市、南あわじ市	5,000円+交通費
	豊岡市、新温泉町、香美町	10,000円+交通費
和歌山県	日高町、美浜町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村	10,000円+交通費
鳥取県	全域	40,000円+交通費
島根県	全域	30,000円+交通費
岡山県	西粟倉村、新庄村	10,000円+交通費
山口県	全域	20,000円+交通費
徳島県	全域	30,000円+交通費
香川県	全域	10,000円+交通費
高知県	全域	30,000円+交通費
佐賀県	全域	10,000円+交通費
長崎県	全域	20,000円+交通費
熊本県	全域	10,000円+交通費
大分県	全域	30,000円+交通費
宮崎県	全域	60,000円+交通費
鹿児島県	全域	60,000円+交通費

\*: 愛知県・三重県の離島については3,000円を加算する。

\*: 九州地方の離島については船代等の実費を加算する。

\*: 香川県の離島については船代等の実費+2,000円を加算する。

\*: 交通費は、車の場合は有料道路に係る費用、船又は飛行機については実費とする。